

令和4年11月7日
環境生活部水質保全課
043-223-3818

日本製鉄株式会社東日本製鉄所からの排水基準超過報告について

- 日本製鉄株式会社から、11月6日午前3時14分に実施した水質分析の結果、製鉄所から東京湾に排水を放流する16排水口で、水質汚濁防止法に基づくシアンに係る排水基準の超過があったとの報告がありました。
- 現在、事業者による原因調査が進められているほか、県職員が立入検査を実施し、排水の水質調査等を行っており、本日午後2時頃実施した簡易分析ではシアンは不検出でした。

1 日本製鉄（株）からの報告内容

(1) 排水基準の超過地点 16排水口（別図参照）

(2) 排水基準の超過状況

・採水日時 11月6日（日）午前3時14分

・シアンの測定結果 0.1 mg/L 【排水基準：不検出（0.1mg/L未満）】

※1 水質汚濁防止法に基づく排水基準は千葉県の「上乘せ条例」で定められています。
「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年千葉県条例第50号）

※2 16排水口は、雨水や生活系排水の処理水が排出される排水口です。

過去、事業者の自主測定でシアン検出が報告されていますが、現在はシアンを含有する排水が同排水口に流出しないよう対策が講じられており、7月4日以降、継続的に実施している県の立入検査では、シアンの検出は確認されていません。

2 問合せ先

千葉県環境生活部水質保全課 043-223-3818

日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区 総務部 0439-50-2013

